

第 77 回

定時株主総会 招集ご通知

目 次

第77回定時株主総会招集ご通知……	1
株主総会参考書類……	4
(提供書面)	
事業報告……	9
連結計算書類……	27
計算書類……	29
監査報告……	31

開催日時

令和元年8月29日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

富山市桜木町10番10号
富山第一ホテル 3階 白鳳の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株 主 各 位

富 山 市 八 日 町 3 2 6 番 地
ダ イ ト 株 式 会 社
代表取締役社長 大津賀 保信

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から3頁に記載の「議決権行使のご案内」をご確認いただき、令和元年8月28日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年8月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 富山市桜木町10番10号
富山第一ホテル 3階 白鳳の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第77期（平成30年6月1日から令和元年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（平成30年6月1日から令和元年5月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類の内、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daitonet.co.jp/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daitonet.co.jp/>)に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

令和元年8月29日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和元年8月28日（水曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和元年8月28日（水曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇〇〇

（切取部）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案及び第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



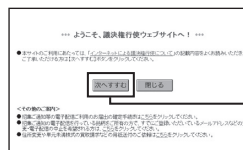
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

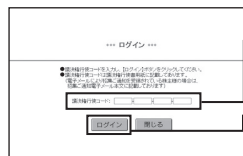
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

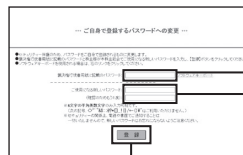
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社へお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おおつが やすのぶ 大津賀 保 信 (昭和25年10月30日生)	昭和50年 3 月 当社 (旧 大東交易株式会社) 入社 昭和59年 6 月 当社 営業企画部長 昭和61年 7 月 当社 取締役 平成17年 6 月 当社 常務取締役 平成19年 8 月 当社 取締役専務執行役員管理本部長 平成22年 6 月 当社 取締役専務執行役員経営企画室長 平成23年 8 月 当社 代表取締役副社長 平成24年 8 月 当社 代表取締役社長 (現任)	315,269株
		候補者とした理由 大津賀保信氏は、長年に亘り当社の経営を担っており、社業並びに経営全般に関する豊富な経験と知見を有し、リーダーシップを発揮して経営を統括し、その職務を適切に遂行していることから、引き続き選任をお願いするものであります。	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	菊田 潤一 (昭和25年2月6日生)	昭和49年4月 武田薬品工業株式会社 入社 平成15年10月 同社 製薬本部製剤技術研究所長 平成19年9月 同社 製薬本部CMC研究センター所長 平成22年3月 当社 入社 平成22年8月 当社 執行役員研究開発本部長 平成24年8月 当社 取締役常務執行役員研究開発本部長 平成25年8月 当社 取締役専務執行役員生産本部・信頼性保証本部管掌兼研究開発本部長 平成25年10月 当社 取締役専務執行役員生産本部・信頼性保証本部・特命事項統括兼研究開発本部長 平成26年8月 当社 取締役専務執行役員研究開発本部・生産本部・信頼性保証本部統括 平成29年11月 当社 取締役専務執行役員生産本部・信頼性保証本部統括兼研究開発本部長 平成30年8月 当社 専務取締役(現任) [重要な兼職の状況] 大桐製薬(中国)有限責任公司 董事 Daito Pharmaceuticals America,Inc.取締役	15,360株
候補者とした理由 菊田潤一氏は、豊富な研究開発業務及び会社経営の経験と知見をもとに、適時・的確に当社の経営全般に係る意思決定や監督機能を担っております。当社の取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			
3	日詰 和重 (昭和37年2月25日生)	昭和60年4月 当社(旧 大東交易株式会社) 入社 平成13年6月 当社 原薬本部原料薬品部課長 平成18年6月 当社 製薬本部医療薬品部長兼原薬本部原料薬品部長代理 平成21年4月 当社 製薬本部受託推進部長 平成22年6月 当社 原薬本部原料薬品部長 平成26年6月 当社 製薬本部医療薬品部長 平成28年8月 当社 執行役員製薬本部副本部長兼医療薬品部長 平成30年8月 当社 取締役執行役員営業統括兼製薬本部長(現任) [重要な兼職の状況] 大桐製薬(中国)有限責任公司 董事	19,178株
候補者とした理由 日詰和重氏は、当社で長年に亘る原薬事業及び製薬事業の営業部門での営業活動による豊富な業務経験と幅広い専門知識を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 取締役候補者の指名の方針と手続き

当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において各事業分野の経営に強みを発揮でき、かつ、経営管理に適した人材のバランスに配慮し、優れた人格、見識、高い倫理観を有している者をその候補者といたします。

監査等委員会は、取締役会からの諮問を受けて、社外取締役である監査等委員を議長として、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い監査等委員会において取締役候補者を検討評価した結果を取締役会に答申し、取締役会で決定することとしております。

(注) 3. 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任については、社外取締役である監査等委員を議長とした監査等委員会において、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、その適格性等について評価した結果、会社法の規定に基づく株主総会での意見陳述すべき特段の事項はないと判断しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	つだ みちお 津田 道夫 (昭和23年2月4日生)	昭和46年4月 当社 (旧 大東交易株式会社) 入社 平成11年9月 当社 財務部長 平成15年8月 当社 取締役管理本部長 平成19年8月 当社 取締役執行役員経営企画室長 平成22年6月 当社 取締役執行役員管理本部長 平成23年8月 当社 常勤監査役 平成27年8月 当社 取締役常勤監査等委員 (現任) [重要な兼職の状況] 大和薬品工業株式会社 監査役	34,534株
		候補者とした理由 津田道夫氏は、長年管理部門の業務に携わり、財務及び会計をはじめとする豊富な経験、見識を有しており、当社の監査等委員会における監査活動並びに客観的な視点から経営の健全性確保に尽力いただいております。引き続き監査等委員会の職責を遂行いただきたく、選任をお願いするものであります。	
2	ほり ひとし 堀 仁志 (昭和28年7月27日生)	昭和57年8月 公認会計士登録 昭和60年9月 税理士登録 平成11年2月 当社 社外監査役 平成27年8月 当社 社外取締役監査等委員 (現任) [重要な兼職の状況] 堀税理士法人代表社員 日医工株式会社社外監査役	16,445株
		社外取締役候補者とした理由 堀 仁志氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識、経験及び監査に関する豊富な見識を活かして当社の監査等委員会における監査活動並びに客観的な視点から経営全般における助言をいただいております。引き続き監査等委員会の職責を遂行いただきたく、選任をお願いするものであります。	
3	やまもと いちぞう 山本 一三 (昭和31年11月14日生)	平成3年4月 弁護士登録 (富山県弁護士会) 平成8年4月 山本一三法律事務所開設 平成24年8月 当社 社外監査役 平成27年8月 当社 社外取締役監査等委員 (現任) [重要な兼職の状況] 山本一三法律事務所所長 株式会社リッチェル社外監査役	0株
		社外取締役候補者とした理由 山本一三氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた専門的な知識、経験及び企業法務に精通し、企業経営を統括するに十分な見識を活かして当社の監査等委員会における監査活動並びに客観的な視点から経営全般における助言をいただいております。引き続き監査等委員会の職責を遂行いただきたく、選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	さいのう あつし 西能 淳 (昭和48年7月4日生)	平成18年4月 特定医療法人財団五省会入職 平成21年7月 同法人 常務理事 平成22年2月 同法人 理事長(現任) 平成28年8月 当社補欠の社外取締役監査等委員 平成29年8月 当社 社外取締役監査等委員(現任) [重要な兼職の状況] 特定医療法人財団五省会 理事長	0株
	社外取締役候補者とした理由 西能 淳氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、医療法人の経営者として培ってきた知識、経験を活かして当社の監査等委員会における監査活動並びに客観的な視点から経営全般における助言をいただいております。引き続き監査等委員会の職責を遂行いただきたく、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏は社外取締役候補者であります。
- (注) 3. 堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、堀 仁志氏、山本一三氏が4年、西能 淳氏が2年であります。津田道夫氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
- (注) 4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
- (注) 5. 堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしております。独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成30年6月1日から
令和元年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などがあり回復基調で推移したものの、米国・中国の貿易摩擦による世界経済の減速が懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

医薬品業界におきましては、平成29年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」と明記され、国のジェネリック医薬品使用促進政策が実施され、平成31年1月～3月期には数量シェアが75.7%（日本ジェネリック製薬協会調べ）となり、ジェネリック医薬品の普及は拡大しております。しかしながら薬価引き下げなどによる薬剤費抑制の方針も示されており、平成29年12月には、2年に1度の薬価改定を令和3年度から毎年実施することや、後発薬が普及している先発薬の価格を大幅に引き下げることなどを柱とした薬価制度改革の骨子が中医協で了承されるなど、医薬品業界の事業環境は厳しいものとなることが予想され、当社としても一層の経営効率化への努力が求められております。

このような状況のもと、当社グループは生産基盤の充実と積極的な営業活動を図っており、当社は新たに高薬理活性製剤の製造棟である第八製剤棟を建設し、平成30年11月に竣工いたしました。

なお、売上高の販売品目ごとの業績は次のとおりであります。

原薬では、一部仕入商品の販売減少があったものの、血圧降下剤原薬及び消炎鎮痛剤原薬等のジェネリック医薬品向け原薬の販売が増加し堅調に推移し、売上高は22,075百万円（前期比5.9%増）となりました。

製剤では、一般用医薬品の販売の減少があったものの、自社開発ジェネリック医薬品の販売及び医療用医薬品における新薬や長期収載品の製造受託の販売の増加があり堅調に推移し、売上高は18,758百万円（前期比0.3%増）となりました。

健康食品他につきましては、市場における競争激化等により、厳しい状況で推移し、売上高は300百万円（前期比6.2%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は41,134百万円（前期比3.2%増）となりました。営業利益につきましては、売上高の増加に伴う利益の増加があり、研究開発費の増加等があったものの4,547百万円（前期比9.3%増）となりました。

経常利益につきましては4,641百万円（前期比9.4%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、地域未来投資促進法に基づく法人税額の税額控除等があり3,513百万円（前期比15.5%増）となりました。

区 分		売 上 高
原 薬		22,075百万円
製 剤		18,758
健 康 食 品 他		300
合 計		41,134

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,097百万円であります。

その主なものは、第八製剤棟の建設（1,384百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,000百万円の調達をいたしました。

また、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額15,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (平成28年 5 月期)	第 75 期 (平成29年 5 月期)	第 76 期 (平成30年 5 月期)	第 77 期 (当連結会計年度) (令和元年 5 月期)
売 上 高(百万円)	36,370	37,984	39,875	41,134
経 常 利 益(百万円)	3,713	3,878	4,244	4,641
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,566	2,656	3,041	3,513
1 株当たり当期純利益 (円)	205.07	212.26	243.08	280.73
総 資 産(百万円)	43,340	45,707	46,898	46,749
純 資 産(百万円)	23,560	25,813	28,495	31,349
1 株当たり純資産額 (円)	1,850.47	2,027.00	2,242.34	2,472.66

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の財産及び損益の状況は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (平成28年 5 月期)	第 75 期 (平成29年 5 月期)	第 76 期 (平成30年 5 月期)	第 77 期 (当事業年度) (令和元年 5 月期)
売 上 高(百万円)	36,229	37,787	39,653	40,924
経 常 利 益(百万円)	3,421	3,167	3,945	4,132
当 期 純 利 益(百万円)	2,377	2,156	2,885	3,145
1 株当たり当期純利益 (円)	189.97	172.32	230.55	251.37
総 資 産(百万円)	39,632	41,458	43,114	42,669
純 資 産(百万円)	21,656	23,259	25,762	28,285
1 株当たり純資産額 (円)	1,730.50	1,858.69	2,058.70	2,260.38

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の財産及び損益の状況は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大和薬品工業株式会社	98百万円	100.0%	医薬品事業 ・医薬品、化学薬品、工業薬品の製造販売
大桐製薬（中国） 有 限 責 任 公 司	1,500万米ドル	70.0%	健康食品、医薬品中間体及び 化成品の製造・販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社のほか、Daito Pharmaceuticals America, Inc.の計3社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、医薬品の原料である原薬から最終的な製剤までの製造・販売を幅広く行うことにより、医薬品業界における様々なニーズに応え、信頼を勝ち取ってきました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、政府による医療費抑制の一環としてのジェネリック医薬品の使用促進策が引き続き実施されており、ジェネリック医薬品向け原薬やジェネリック製剤の需要が拡大しております。他方、改正薬事法の施行を背景に近年拡大傾向にあった医薬品の製造受託市場においては、参入企業の増加による競争の激化や委託サイドの方針転換等がみられ、製造受託に係る経営環境は今後ますます厳しくなることが予測されます。また、医薬品業界において、グローバルなレベルでの各社の経営統合が進行していることや、外資系企業の国内参入が本格的に進行していることもあり、予断の許されない状況であります。

こうした環境の中、今後当社グループがさらなる成長を遂げるため、原薬事業の生産体制につきましては、当社及び子会社の大和薬品工業株式会社並びに出資先である千輝薬業(安徽)有限公司、安徽鼎旺医薬有限公司との生産体制の最適化を図り、また、製剤事業の生産体制につきましては、当社及び子会社の大桐製薬(中国)有限公司との連携強化を図ることを含めて以下の事項が重要な課題であると認識しております。

① ジェネリック医薬品市場の拡大への対応

当社グループでは、ジェネリック医薬品市場が拡大傾向にあるものと考えております。

近年、わが国においては、高齢化社会の進展に伴い、国民医療費は長期にわたり増加傾向にあり、医療費を抑制するための政府の重点施策としてジェネリック医薬品の使用促進が行われております。政府は、「2020年9月まで、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と標榜しており、今後必要な推進策を適宜行っていくものと思われます。

一方で、薬価制度の抜本改革についても活発に議論されており、ジェネリック医薬品業界にも影響を与える種々の方策が検討されています。

そうした中で、当社グループは、原薬及び製剤の新たなジェネリック品目のタイムリーな研究開発を促進するとともに、生産設備の拡充及び生産効率の向上に努め、収益の拡大を図っていく方針であります。

② 高薬理活性領域への対応

当社グループでは、内服用の固形製剤を中心とした製造を行っておりますが、今後の事業拡大を図るとき、新しい薬効領域への取組みが必要であると考えております。

その中でも、市場の急速な拡大が見込まれる抗癌剤等の高薬理活性領域への取組みを重要視しております。当社はその取組みの一環として、本社構内において高薬理活性製剤を製造する「第七製剤棟」が平成26年12月に竣工したことに続き、高薬理活性製剤の開発と分析及び治験薬等少量製品の生産を行う「高薬理R＆Dセンター」を建設し平成29年6月に竣工しました。また高薬理活性製剤を製造する「第八製剤棟」を建設し、平成30年11月に竣工しました。

当該領域においては高薬理活性製剤事業の研究開発体制の整備・強化を図るとともに、治験薬製造及び製剤から包装までの一貫製造が可能な体制を完備し、一層事業展開を充実させていく方針であります。

③ 新規製造受託の推進

医薬品の製造受託市場は、企業間競争の激化や各社の方針転換等がみられるものの、全体としては拡大傾向にあります。そうした中で、当社グループは、高薬理活性製剤を含む医療用医薬品を中心として、原薬・製剤共に外資系メーカーや国内大手メーカーからの新規製造受託の獲得に努め、生産設備を最大限に活用することにより、収益の拡大を図っていく方針であります。

④ 海外展開の強化

当社グループでは、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、中長期的な視野から当社グループのさらなる成長を図るとき、海外市場への進出が重要であると考えております。

現在のところ、米国、中国の2大市場を主なターゲットとし、製剤の販売承認の早期取得に向け、鋭意準備を進めております。今後は、販売体制の整備や、さらなる候補品目の選定及び開発を推進させていく方針であります。

なお、中国においては、当社子会社の大桐製薬(中国)有限責任公司にて日本からの製造受託を開始しております。今後は中国市場での販売も視野に入れ、工場の安定稼働を図る方針であります。

⑤ 人材の確保・育成

当社グループでは、医療用医薬品から一般用医薬品に至る原薬及び製剤の製造販売、仕入販売、製造受託といった多岐にわたる事業展開を行っており、こうした中で事業の拡大を図るためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠であります。今後においては特に、海外展開や高薬理活性領域に係る研究開発業務及び各種申請業務等に精通した人材の確保と育成が必須であり、これらを含め、グループ全体としての組織体制の強化を図っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和元年5月31日現在）

事業部門	主 要 製 品
医薬品事業	原薬、製剤、健康食品他

(6) 主要な営業所及び工場（令和元年5月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	富山県富山市
東京支店	東京都千代田区
大阪支店	大阪市中央区
工 場	富山県富山市
研 究 所	富山県富山市

② 子会社

大和薬品工業株式会社	富山県富山市
Daito Pharmaceuticals A m e r i c a , I n c .	アメリカ合衆国
大 桐 製 薬 （ 中 国 ） 有 限 責 任 公 司	中華人民共和国

(7) 使用人の状況（令和元年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
医薬品事業	735 (36) 名	1名増 (3名増)
合 計	735 (36) 名	1名増 (3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
589 (35) 名	2名減 (3名増)	38.4歳	11.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和元年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	1,892百万円
株式会社三菱UFJ銀行	783
株式会社北國銀行	782
株式会社富山第一銀行	560
株式会社三井住友銀行	529
株式会社福井銀行	396

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和元年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,800,000株
- ② 発行済株式の総数 12,519,064株
- ③ 株主数 2,551名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,247,000株	9.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	860,000	6.87
笹山眞治郎	385,098	3.08
大津賀保信	315,269	2.52
ダイト従業員持株会	265,870	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	228,100	1.82
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	222,270	1.78
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E H C R 0 0	210,800	1.68
B B H F O R F I D E L I T Y P U R I T A N T R : F I D E L I T Y S R I N T R I N S I C O P P O R T U N I T I E S F U N D	210,000	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	209,400	1.67

（注） 持株比率は自己株式（5,384株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（令和元年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 津 賀 保 信	
専 務 取 締 役	菊 田 潤 一	大桐製薬（中国）有限責任公司 董事 Daito Pharmaceuticals America, Inc.取締役
取 締 役 執 行 役 員	日 詰 和 重	営業統括兼製薬本部長 大桐製薬（中国）有限責任公司 董事
取 （ 常 勤 監 査 等 委 員 ）	津 田 道 夫	大和薬品工業株式会社監査役
取 （ 監 査 等 委 員 ）	堀 仁 志	堀税理士法人代表社員 日医工株式会社社外監査役
取 （ 監 査 等 委 員 ）	山 本 一 三	山本一三法律事務所所長 株式会社リッチェル社外監査役
取 （ 監 査 等 委 員 ）	西 能 淳	特定医療法人財団五省会 理事長

- (注) 1. 堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏は、社外取締役（監査等委員）であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 津田道夫氏、堀 仁志氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・津田道夫氏は、長年管理部門の業務に携わり、財務及び会計業務の豊富な経験があります。
 - ・堀 仁志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の取締役の異動
- 加藤英之氏は、平成30年8月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 当社が常勤の監査等委員を選定している理由
- 社内事情に精通した者が重要な会議等へ出席することや、重要な決裁書類等を閲覧し日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門との連携を密に図ること等により得る情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 当社は、堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	4名	96百万円
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （ 社 外 取 締 役 ）	4 (3)	37 (19)
合 計 （ 社 外 役 員 ）	8 (3)	133 (19)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、平成30年8月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年8月25日開催の第73回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年8月25日開催の第73回定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬については、当社が定める取締役報酬規程（平成28年4月制定）に基づき、監査等委員会が監査等委員以外の取締役報酬案を策定し、取締役会に答申いたします。
- 取締役会は、当該報酬案を検討の上、監査等委員会の答申を尊重し、審議・決定いたします。
- 監査等委員会においては、社外取締役を議長として代表取締役その他の業務執行取締役の報酬等が、それぞれの職責・業績にふさわしい水準になっているかなどの観点から検討・評価を実施し、監査等委員以外の取締役報酬案が妥当であると判断し取締役会に答申いたします。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）堀 仁志氏は、堀税理士法人の代表社員であり、日医工株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は日医工株式会社との間に製品販売等の取引関係があり、堀税理士法人との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山本一三氏は、山本一三法律事務所の所長であり、株式会社リッチェルの社外監査役を兼務しております。なお、当社と山本一三法律事務所及び株式会社リッチェルとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西能 淳氏は、特定医療法人財団五省会の理事長を兼務しております。なお、当社と特定医療法人財団五省会との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	活 動 状 況
堀 仁 志	社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。公認会計士として培ってきた専門的な知識・経験及び監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、必要な発言を行っております。
山 本 一 三	社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。弁護士として培ってきた専門的な知識・経験及び企業法務や監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、必要な発言を行っております。
西 能 淳	社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。医療法人の経営者としての経験や見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について平成27年8月25日開催の取締役会において決議し、平成29年6月8日開催の取締役会において一部改定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「ダイト・コンプライアンス行動基準」を定めるとともに「コンプライアンス推進規程」を定め、管理本部長をコンプライアンス・オフィサーに任命し、コンプライアンス推進委員会を設け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を敷いています。

さらに、コンプライアンス事務局を管理本部総務人事部とし、役職別の研修会や年2回開催される総合会議時には法令遵守・企業倫理遵守の啓蒙活動などの諸施策を推進する体制にあります。

また、内部通報システムを定め、コンプライアンスの実践に活用し、通報者の保護を図っています。併せて、「財務報告に係わる内部統制基本規程」を制定し、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性及び効率性の向上を評価した運用を行っています。さらに当社では反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として「反社会的勢力への予防・対応マニュアル」を制定し重要施策として取り組んでいます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の管理体制と情報の取扱いに関し「情報セキュリティ規程」「文書取扱規程」「企業機密管理規程」等の情報管理規程において、情報の保存・管理等に関する体制を定めており、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理についても、これらの規程に基づいて保存・管理等を行っています。

具体的には、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書または電磁的記録の方法により、適切に管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」を制定し、代表取締役を委員長とした危機管理委員会を設け、各本部長及び管理部門、内部監査室などが委員会のメンバーとなり、損失の危険の管理に関する検討体制を敷いています。

具体的には、万一発生する可能性のある天災や新型インフルエンザ等に備えた、全社的に対応する体制の整備を行い、各種リスクを定性、定量的に把握する体制の整備と人材の育成等を計画的に実行しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」「業務組織規程」「職務権限規程」「稟議規程」その他の職務権限、意思決定ルールを定める社内規程により、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保しています。

具体的には、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限を定め、当社全体として取締役の職務執行の効率性を確保しています。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割と責任を明確にし、業務執行のスピードアップを図るため、執行役員制度を導入しています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は「ダイト・コンプライアンス行動基準」の共有を図るとともに、子会社においても現地の法令や各社の業態にあわせた推進を図り、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

また、当社は、「関係会社管理規程」を設け、経営企画室長を責任者としてグループ会社において生ずる一定の重要事項は、当社の取締役会においても報告し、その承認を得るなど、適切に管理する体制を敷いています。

さらに、当社及びグループ会社一体となった内部統制の維持・向上に努めるほか、グループ会社に対して当社の内部監査室による監査を計画的に実施して、その結果を取締役に報告する体制にあります。

当社より関係会社に対して、取締役あるいは監査役（いずれも非常勤を含む）を派遣し、関係会社との連携を強化し業務の適正を確保しています。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会への報告体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査等委員会事務局は、総務人事部が行い、監査業務については内部監査室が連携して行います。同室員は監査等委員会が指示した監査に関する業務については、監査等委員会及び監査等委員の指示命令に従うものとし、当社及び当社グループ会社の取締役等の指示命令権は及ばないものとしています。その人事については監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重することにしています。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びにその報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「監査等委員会規程」を設け、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人から監査等委員会及び監査等委員に通知・報告する体制を定め、また、監査等委員会において委任を受けた監査等委員が経営会議その他の重要会議に出席するなどし、監査等委員会が実施する監査が実効的に行われる体制を確保しています。また、当該役職員が監査等委員会及び監査等委員に通知・報告を行ったことを理由として、その通知・報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底することとしています。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等に充てるため、每期監査等委員会の決議に基づく予算を設けることとしております。また、監査等委員がその職務の執行上、弁護士、公認会計士等の専門家の意見、アドバイスをを得る必要があると判断し、依頼するなどで生じる費用または債務については、すみやかに当該費用または債務を処理することにしています。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

1. コンプライアンス

当社は、当社グループの内部統制システム構築に関する基本方針を定めるとともに、コンプライアンスの基本方針となる行動規範及び行動基準を定め、周知して遵守するよう努めております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、総務人事部長と社外取締役（監査等委員）を通報窓口とする内部通報制度を設け、法令、定款違反及び社内規程に反する行為の早期発見及びその予防に努めております。

2. 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を14回開催し、法令、定款及び取締役会規程等で定められた事項の決議を行っております。また、経営の迅速な意思決定及び効率化を進めるため、取締役会は業務執行に係る意思決定権限の一部を取締役に委任し、常勤取締役で構成する経営会議を22回開催して委任事項を審議し、取締役会に報告し、経営全般にわたる業務執行を監督・監視しております。その他、取締役及び執行役員で構成する執行役員報告会を19回開催し、業務執行状況の報告等を通じて取締役及び執行役員間の情報の共有化を図り、効率的な事業運営を図っております。

3. 監査等委員会の監査体制

当事業年度において、監査等委員会を13回開催しております。

監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画などに基づき、常勤の監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画並びに日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

また、監査等委員会は、内部監査部門による内部監査またはモニタリングの状況などの報告を受けるほか、内部監査部門に対して必要に応じて監査に関する指示を行うなど、内部監査部門とも相互連携して意見交換及び情報交換を行っております。

4. 内部監査の実施

内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各業務部門に対して内部監査またはモニタリングを実施するほか、監査等委員会より指示を受けた事項に関するヒアリング・調査を行って監査等委員会にその調査報告を行っております。

内部監査部門は、監査またはモニタリング結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するほか、必要に応じて会計監査人と相互連携して意見交換及び情報交換を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下のとおりであります。

当社は、効率的かつ透明性の高い経営を行い、経営資源の最適配分を通じて、競争力、収益力を高めることで安定的な成長を目指し、企業価値のさらなる向上を図ることが、株主の皆様からの負託に応えることになるものと考えております。

したがって、現時点で買収防衛策は導入しておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業価値の持続的増大と、それによる株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置づけしております。株主の皆様への利益還元は、当該期の業績に加えて、今後の成長投資や財務体質の強化を考慮して、安定的に配当を実施していくことを重視しております。

当社は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、取締役会決議により1株当たり配当金を20円とさせていただきます。すでに、平成31年2月1日実施済みの中間配当金1株当たり18円と合わせまして、年間配当金は1株当たり38円の配当となります。

なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業拡大を図るため、有効に投資してまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(令和元年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,360,544	流 動 負 債	11,617,837
現 金 及 び 預 金	1,819,437	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,086,232
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	9,394,749	電 子 記 録 債 務	2,689,526
電 子 記 録 債 権	2,789,426	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,851,948
商 品 及 び 製 品	2,779,722	リ ー ス 債 務	4,633
仕 掛 品	3,279,460	未 払 法 人 税 等	351,942
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,999,889	賞 与 引 当 金	43,094
フ ァ ク タ リ ン グ 債 権	12,659	返 品 調 整 引 当 金	52,420
そ の 他	318,023	未 払 金	1,061,656
貸 倒 引 当 金	△32,824	未 払 費 用	941,495
固 定 資 産	22,388,529	フ ァ ク タ リ ン グ 債 務	408,140
有 形 固 定 資 産	18,732,066	設 備 関 係 支 払 手 形	54,375
建 物 及 び 構 築 物	11,048,900	そ の 他	72,372
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,499,332	固 定 負 債	3,781,866
土 地	1,322,467	長 期 借 入 金	3,093,607
リ ー ス 資 産	8,734	リ ー ス 債 務	4,499
建 設 仮 勘 定	187,164	繰 延 税 金 負 債	30,854
そ の 他	665,468	退 職 給 付 に 係 る 負 債	506,149
無 形 固 定 資 産	306,503	そ の 他	146,755
そ の 他	306,503	負 債 合 計	15,399,704
投 資 そ の 他 の 資 産	3,349,958	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	2,779,975	株 主 資 本	29,910,146
繰 延 税 金 資 産	329,792	資 本 金	4,367,774
そ の 他	257,260	資 本 剰 余 金	4,253,965
貸 倒 引 当 金	△17,070	利 益 剰 余 金	21,301,628
資 産 合 計	46,749,073	自 己 株 式	△13,222
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,031,896
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	827,724
		為 替 換 算 調 整 勘 定	195,230
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	8,941
		非 支 配 株 主 持 分	407,327
		純 資 産 合 計	31,349,369
		負 債 純 資 産 合 計	46,749,073

連結損益計算書

(平成30年6月1日から
令和元年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上 売上 販 営 営 支 支 そ 経 特 特 固 固 投 税 法 法 当 非 親	返 差 販 営 受 受 為 受 貸 そ 支 支 そ 経 補 特 固 固 投 法 法 当 非 親	上 品 引 費 業 									

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(令和元年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	22,768,870		流動負債	10,721,777	
現金及び預金	1,561,608		支払手形	213,015	
受取手形	1,132,654		電子記録債務	2,593,318	
子記録債権	2,789,426		買掛金	3,491,261	
商品及び製品	8,244,254		一年内返済予定の長期借入金	1,851,948	
仕掛品	2,719,429		未払金	970,532	
材料及び貯蔵品	2,654,725		未払費用	844,210	
短期貸付金	3,236,928		未払法人税等	215,483	
前払費用	150,000		預り金	20,436	
未収消費税等	10,635		賞与引当金	30,874	
フアクタリング債権	160,322		返品調整引当金	52,420	
その他の引当金	12,659		ファクタリング債務	408,140	
倒引当金	129,049		設備関係支払手形	26,244	
	△32,824		為替予約	3,290	
固定資産	19,900,524		その他の他	599	
有形固定資産	15,257,338		固定負債	3,661,894	
建物	8,786,606		長期借入金	3,093,607	
構築物	262,800		退職給付引当金	424,075	
機械及び装置	4,488,739		資産除去債務	144,212	
車両運搬具	2,772				
工具、器具及び備品	583,416		負債合計	14,383,672	
土地	945,839				
建設仮勘定	187,164		純資産の部		
無形固定資産	151,929		株主資本	27,457,997	
借地権	56,598		資本剰余金	4,367,774	
ソフトウェア	92,436		資本剰余金	4,253,965	
その他の資産	2,894		資本準備金	4,253,965	
投資その他の資産	4,491,256		利益剰余金	18,849,480	
投資有価証券	2,777,136		利益準備金	34,375	
関係会社株	1,253,804		その他利益剰余金	18,815,105	
出資生債権等	555		繰越利益剰余金	18,815,105	
破産更生費用	602		自己株式	△13,222	
長期前払費用	4,634		評価・換算差額等	827,724	
延税立	128,032		その他有価証券評価差額金	827,724	
繰保積金	280,635				
繰保積金の他	55,708		純資産合計	28,285,722	
倒引当金	7,216				
	△17,070		負債純資産合計	42,669,394	
資産合計	42,669,394				

損 益 計 算 書

(平成30年6月1日から
令和元年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上 売上 返品 差 販売 営業 営業 受 受 為 受 受 そ 営業 支 支 そ 経 特 特 固 投 固 税 法 法 当	上 上 上 返 差 販 営 営 受 受 為 受 受 そ 営業 支 支 そ 経 特 特 固 投 固 税 法 法 当	原 利 金 戻 入 額 引 上 金 総 利 益 一 般 管 理 費 業 外 収 益 取 配 賃 保 の 費 用 払 手 の 利 益 別 助 金 収 入 別 損 失 資 産 除 却 損 有 価 証 券 評 価 損 資 産 圧 縮 損 前 当 期 純 利 益 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 人 税 等 調 整 額 期 純 利 益	40,924,462 33,030,861 7,893,600 283 7,893,884 3,898,334 3,995,550 3,587 111,488 16,841 13,767 18,147 4,365 168,198 20,225 8,443 2,574 31,243 4,132,505 164,790 24 81,393 158,340 239,757 4,057,537 788,000 123,966 911,966 3,145,570

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年7月10日

ダイト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木	雅 広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤	眞 弘	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイト株式会社の平成30年6月1日から令和元年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年7月10日

ダイト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木	雅 広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤	眞 弘	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイト株式会社の平成30年6月1日から令和元年5月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議等に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等並びに重要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年7月12日

ダ イ ト 株 式 会 社	監 査 等 委 員 会
常勤監査等委員 津 田 道 夫	㊟
監 査 等 委 員 堀 仁 志	㊟
監 査 等 委 員 山 本 一 三	㊟
監 査 等 委 員 西 能 淳	㊟

(注) 監査等委員 堀 仁志、山本一三及び西能 淳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

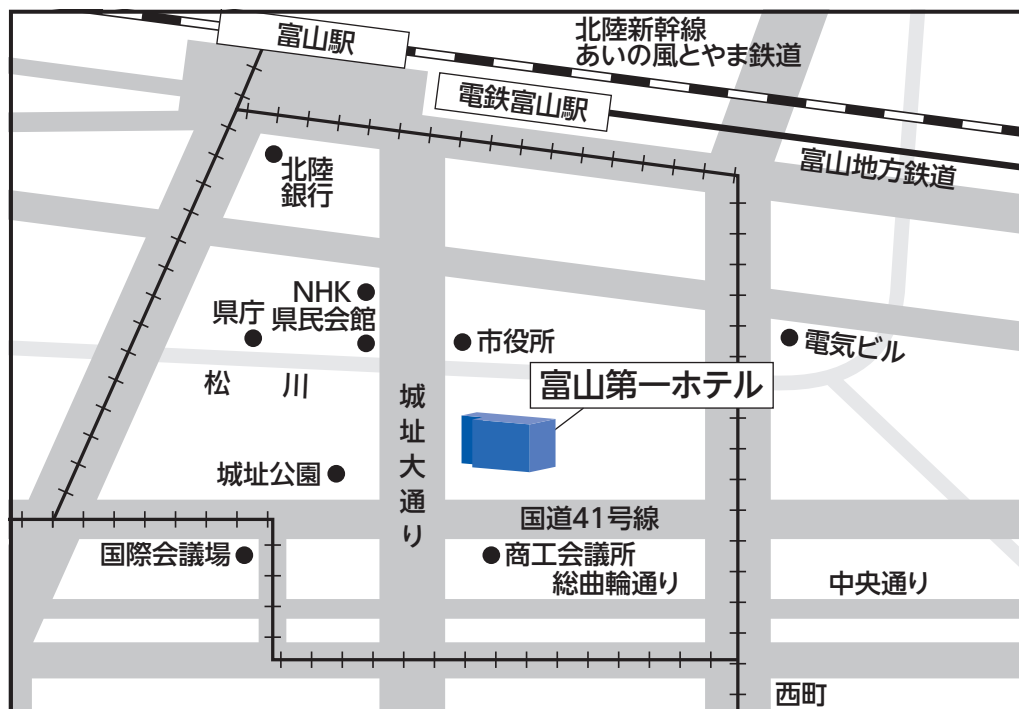
株主総会会場ご案内図

会場

富山市桜木町10番10号
富山第一ホテル 3階 白鳳の間
TEL (076) 442-4411

交通

電 車：J R 富山駅南口より徒歩約10分
お 車：北陸自動車道「富山 I C」を降りて約15分
空 港：富山空港からお車をご利用の場合約20分



お願い 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

